

# ○大府市サロン活動推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が気軽に集える場（以下「サロン」という。）の設置及び運営（以下「サロン活動」という。）を行う団体の活動に対し、予算の範囲内において交付する大府市サロン活動推進事業費補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体等)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）、サロン（以下「補助対象サロン」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助対象期間)

第3条 運営費補助に係る補助金は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に係る経費を対象として交付するものとする。ただし、年度途中において、補助対象サロンが開設されたときはその開設の日からの期間とし、補助対象サロンが廃止又は中止されるときはその廃止又は中止の日までの期間とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者は、大府市サロン活動推進事業費補助金交付申請書（第1号様式又は第1号様式の2）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大府市サロン活動推進事業費補助金交付可否決定通知書（第2号様式又は第2号様式の2）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要に応じ、当該決定の内容に条件を付することができる。

(交付の請求)

第6条 前条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金の支払を大府市サロン活動推進事業費補助金交付（変更交付）請求書（第3号様式又は第3号様式の2）により、市長に請求するものとする。

(計画の変更)

第7条 交付決定者は、申請の内容に変更（廃止又は中止を含む。）があった場合は、速やかに、大府市サロン活動推進事業費補助金変更交付申請書（第4号様式又は第4号様式の2）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定し、大府市サロン活動推進事業費補助金変更交付可否決定通知書

(第5号様式又は第5号様式の2)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更交付の請求)

第9条 前条の規定による変更交付の決定を受けた者は、速やかに大府市サロン活動推進事業費補助金交付(変更交付)請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 交付決定者(第8条の規定による変更交付の決定を受けた者を含む。以下同じ。)は、補助対象サロンの開設が完了したとき(初期活動費補助に係る補助金の交付を受ける場合に限る。)又は各年度における第3条に規定する補助対象期間が終了したときは、大府市サロン活動推進事業費補助金実績報告書(第6号様式又は第6号様式の2)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助対象団体としての要件を欠くことになったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、大府市サロン活動推進事業費補助金取消通知書(第7号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が前条第1項に規定する要件のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させることを決定したときは、大府市サロン活動推進事業費補助金返還命令書(第8号様式)により通知するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 補助金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(帳簿等の保存)

第14条 補助金の交付を受けた補助対象団体は、補助対象サロンの活動に関する帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(指示等)

第15条 市長は、補助対象団体に対し、補助対象サロンの活動に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(団体の登録)

第16条 市長は、第5条第1項の規定による交付決定を受けた補助対象団体について、サロン活動を行う団体として登録を行うものとする。

2 本市の他の補助金等の交付を受けている等の理由により、補助金の交付を受けることができない補助対象団体で、サロン活動を行う団体として登録されることを希望する団体の代表者は、大府市サロン活動登録申請書(第9号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めた

ときは、当該申請を行った団体について、サロン活動を行う団体として登録を行い、大府市サロン活動登録決定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

4 市長は、第1項又は前項の規定により登録を行った団体（以下「登録団体」という。）に対し、次に掲げる事業を行う。

- (1) 登録団体が行う事業の広報に関すること。
- (2) 登録団体からの相談に対する助言に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

（留意事項）

第17条 登録団体は、サロンの運営に当たり次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) サロンの運営に当たって知り得た個人情報適切に取り扱うこと。
- (2) 事故防止及び安全な運営に努め、サロンの活動中の事故及び苦情に対して誠意をもって対応すること。
- (3) 飲食物を提供する場合は、衛生管理に十分配慮すること。
- (4) 参加者からサロンの運営に必要な範囲で自己負担金を徴収する等、自主財源の確保に努めること。
- (5) サロンの活動内容について広く周知し、参加者の積極的な確保に努めること。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 市長は、施行日前において、大府市ふれあいサロン初期活動費補助金交付要綱又は大府市常設サロン推進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けている団体で、施行日においてサロン活動を行っているものについて、団体による何らの行為を要することなく、サロン活動を行う団体として登録を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

1. ふれあいサロン

補助対象団体	補助対象サロン	補助の種類	補助対象経費	補助金の額
3名以上の市民で組織する団体	<p>地域の高齢者（おおむね65歳以上の者をいう。以下同じ。）同士が気軽に集える場を提供するために補助対象団体が設置及び運営するサロンであって、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 市内に居住する高齢者に対して、レクリエーション等を通して高齢者同士又は高齢者と地域住民との交流を図るもので、年間を通して月に1回以上行うもの</p> <p>(2) 地域内の空き家、空き部屋、空き店舗、地域の集会所等を活用するもの</p> <p>(3) 1日当たりおおむね3人以上の高齢者が参加するもの</p> <p>(4) 補助金を申請する年度に活動を開始し、3年以上の継続実施が見込まれるもの</p>	初期活動費補助	補助対象サロンの新規開設に要する経費のうち、建物等の修繕料、備品購入費、消耗品費、会場の賃貸借契約に係る礼金その他市長が必要と認める費用	補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額。ただし、20万円を上限とする。

2. 常設サロン

補助対象団体	補助対象サロン	補助の種類	補助対象経費	補助金の額
<p>3名以上の市民で組織する団体又は法人格を有する団体のうち、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 規約又はこれに準ずるものが定められていること。</p> <p>(2) 収支の経理が明確にされていること。</p> <p>(3) 政治団体又は宗教団体でないこと。</p>	<p>主として本市に居住する高齢者に対して、運動、趣味活動、飲食の提供等を通じた定期的な通いの場を提供するために補助対象団体が設置及び運営するサロンであって、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 週に4日以上開催し、1日当たりの開催時間がおおむね4時間以上であること。</p> <p>(2) 開設場所は、地域内の集会所若しくは公共施設又は個人宅、空き家、空き部屋、空き店舗等を活用するものであって、継続して開催可能な場所であること。</p> <p>(3) 1日当たりおおむね3人以上の高齢者の参加が見込まれること。</p> <p>(4) サロンの開催中、補助対象団体のスタッフが1名以上常駐すること。</p> <p>(5) 営利を目的とした活動又は特定の趣味活動のみを目的とした活動でないこと。</p>	初期活動費補助	<p>補助対象サロンの新規開設に要する経費のうち、建物等の修繕料、備品購入費、消耗品費、会場の賃貸借契約に係る礼金その他市長が必要と認める費用</p>	<p>補助対象経費の実支出額の合計額に4分の3を乗じて得た額。ただし、50万円を上限とする。</p>
		運営費補助	<p>補助対象サロンの運営に要する経費のうち、報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、役員費、備品購入費、使用料及び賃借料その他市長が必要と認める費用</p> <p>ただし、次に掲げる経費については、対象としない。</p> <p>(1) 人件費</p> <p>(2) 食糧費（補助対象サロンの参加者に提供する飲食物等に係る経費を含む。）</p> <p>(3) 補助対象団体の運営のための経費</p> <p>(4) その他市長が不相当と認める経費</p>	<p>補助対象経費の実支出額の合計額から参加費その他の収入額を控除した額。</p> <p>ただし、補助対象サロンを開催した日数に1,200円（食事提供を行う場合は、1,500円）を乗じて得た額（補助対象サロンで使用する土地又は建物に賃借料が発生する場合は、さらにその相当額（1月当たり3万円を上限とする。）を加えた額）を上限とする。</p>

### 3. 全世代型サロン

補助対象団体	補助対象サロン	補助の種類	補助対象経費	補助金の額
<p>3名以上の市民で組織する団体又は法人格を有する団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 規約又はこれに準ずるものが定められていること。</p> <p>(2) 収支の経理が明確にされていること。</p> <p>(3) 政治団体又は宗教団体でないこと。</p>	<p>地域の子どもから高齢者まであらゆる世代に対して、「食」を通して世代を超えた地域住民同士のつながりを築き、交流の場を提供するために補助対象団体が設置及び運営するサロンであって、次の各号のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 月に1日以上、多くの世代の参加が見込まれる日に開催すること。</p> <p>(2) 開設場所は、公共施設若しくは地域内の集会所又は福祉施設、個人宅、空き家等を活用するものであって、継続して開催可能な場所であること。</p> <p>(3) 1回当たりおおむね5人以上の地域の子ども（中学生以下の者をいう。以下同じ。）の参加が見込まれる規模であること。</p> <p>(4) 子ども食堂（地域の子どもを対象に無料又は低額で栄養バランスの取れた食事を提供するものをいう。以下同じ。）を開設すること。</p> <p>(5) 提供する食事は、原則として、サロンのスタッフ又は参加者等が調理したものとすること。</p> <p>(6) 事前に計画を立て、食事提供日が分かるようにすること。</p> <p>(7) 子どもへの学習支援、レクリエーションその他の活動を行うよう努めること。</p> <p>(8) サロンの開催中、補助対象団体のスタッフが1名以上常駐すること。</p> <p>(9) 営利を目的とした活動又は特定の趣味活動のみを目的とした活動でないこと。</p> <p>(10) 自治区、コミュニティ、老人クラブその他の地域の団体と連携協力して実施するよう努めること。</p>	初期活動費補助	<p>補助対象サロンの新規開設に要する経費のうち、建物等の修繕料、備品購入費、消耗品費、会場の賃貸借契約に係る礼金その他市長が必要と認める費用</p> <p>※愛知県子ども食堂開設費補助を受けた場合、当該補助額を控除する。</p>	<p>補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額。ただし、20万円を上限とする。</p>
		新設型	<p>補助対象サロンの運営に要する経費のうち、食糧費、報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、役員費、備品購入費、使用料及び賃借料その他市長が必要と認める費用</p> <p>ただし、次に掲げる経費については、対象としない。</p> <p>(1) 人件費</p> <p>(2) 補助対象団体の運営のための経費</p> <p>(3) その他市長が不相当と認める経費</p>	<p>補助対象経費の実支出額の合計額から参加費その他の収入額を控除した額。ただし、1回の開催につき1万円（参加人数が21人から40人までの場合にあっては2万円、40人を超える場合にあっては3万円）を上限とする。</p>
		運営費補助	<p>子ども食堂開催日における子どもの食事に係る食糧費</p>	<p>補助対象経費の実支出額の合計額から子どもの食事代として徴収した額の差額。ただし、子ども食堂1回の開催につき5千円（参加人数が21人から40人までの場合にあっては1万円、40人を超える場合にあっては1万5千円）を上限とする。</p>

#### 備考

- 1 初期活動費補助は、同一のサロンにつき1回限りとする。
- 2 同一のサロン活動について、本市の他の補助金等の交付を受けている場合は、補助金の交付の対象外とする。
- 3 全世代型サロンの運営費補助のうち常設サロン拡大型に係る補助金については、既存の常設サロンにおいて子ども食堂を開設することで全世代型サロンとなるものに対して、常設サロンの運営費補助に係る補助金に加えて交付する。